

第3編 資料編

第1章◎計画の目標

第2章◎施策の基本方針



基本構想

第1章

計画の目標

- 第1節
基本理念
「人々の知恵と活力で築くまちづくり」
- 第2節
将来都市像
「人と自然が融和した
にぎわいある元気都市 出水市」
- 第3節
将来都市構造





第1節

基本理念「人々の知恵と活力で築くまちづくり」

本市では、旧市町のそれぞれの地域の個性を生かしながら連携して、新たなまちの歴史をつくっていくことが、これからのまちづくりの基本課題となっています。

緑豊かな森林や河川とその流域に広がる優良農地、八代海に面した海岸など、本市は水と緑に満ちあふれています。これらの自然や緑を背景として、優れた特産品が生まれるとともに、ツル渡来地や紫尾山などをはじめとした自然系の観光・レクリエーション施設や文化遺産、地域資源と結び付いた個性豊かなイベントや祭事など、歴史に培われた伝統・文化などの優れた資源が数多くあります。

これらの豊かな自然と共生しながら、営々と培われてきた出水地域の歴史・文化を継承しつつ、快適な住環境づくりや市民の融和と新たなコミュニティづくりを通して、多様な価値観をもつ人々が共に生活できる環境づくりを行うことが重要です。

こうした中で、九州新幹線鹿児島ルート、南九州西回り自動車道及び北薩横断道路などの高速交通基盤の整備促進が図られ、豊かな自然や農林水産業と共生したまちとして、発展の可能性がますます高くなってきました。

このような背景をもとに、すべての人々がまちづくりに参加し、それらが活力となり、人々の知恵が新しいまちを創造して、幾世代にもわたって受け継がれ、永遠に発展する「人々の知恵と活力で築くまちづくり」を目指します。

そのため、本市を構成する各地域がそれぞれの個性を発揮して機能分担を図り、それらが連携することによって、都市としての総合的な機能を強

化するとともに、長い歴史の中で培われてきた地域の固有資源を保全・活用して将来に継承し、持続的に発展する社会システムを形成します。

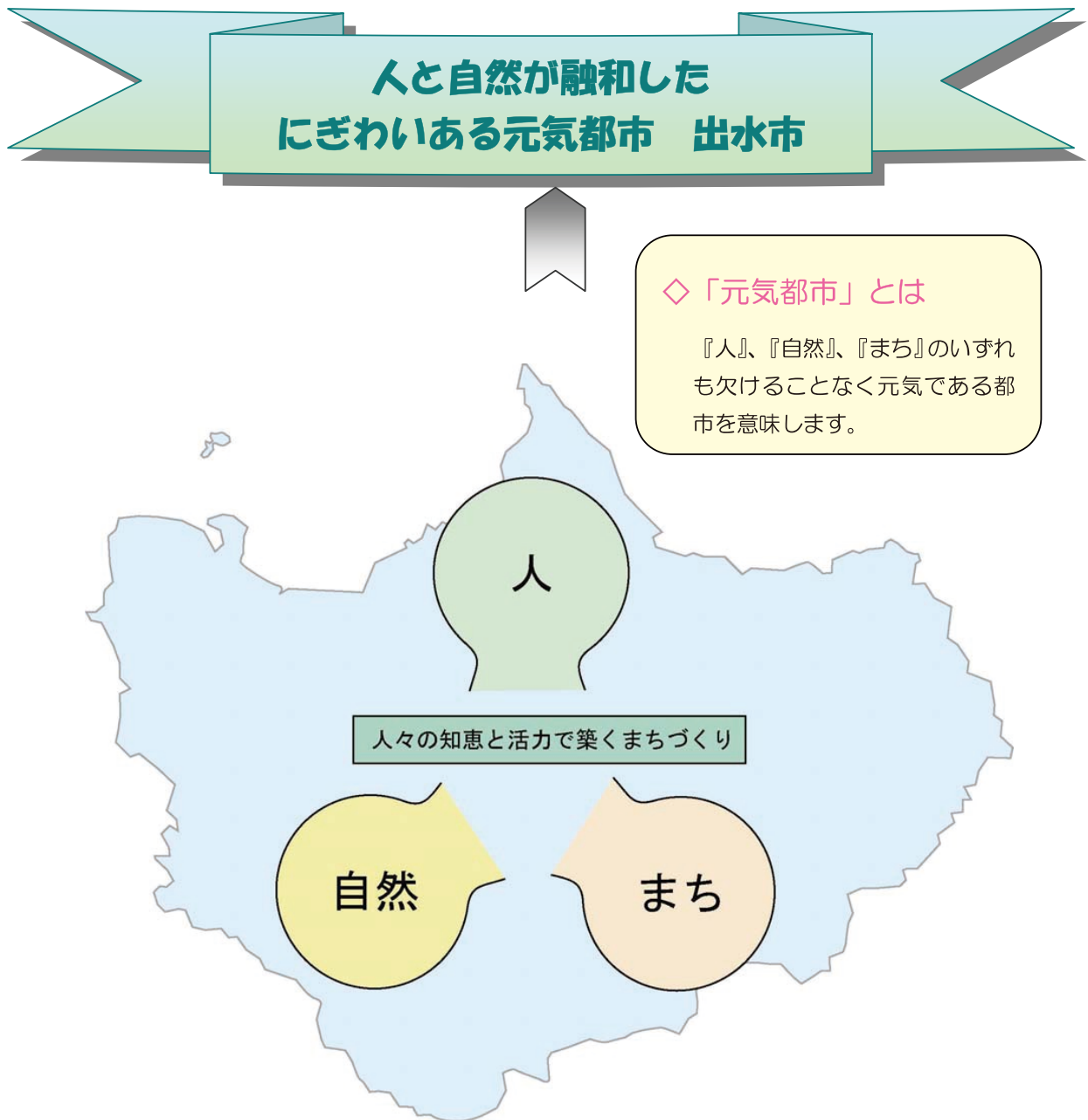
また、このようなまちづくりを推進していくため、それぞれのコミュニティの中で市民が知恵を出し合い、共生、交流、協働しながら、市民と行政が共に手を携えてまちづくりを進めることができる仕組みをつくり、市民の多様な意向をくみ取り、そのニーズを市域の隅々に至るまで満足させることができる、市民の視点に立った施策を進めます。

第2節 将来都市像「人と自然が融和した にぎわいある元気都市 出水市」

本市は、豊かな自然と田園風景を背景として、優れた伝統・文化や産業を有しています。

将来にわたって、これらの地域資源を大切にするとともに、人々の知恵と活力で豊かな自然と共

生し、高速交通網などの整備による生活交流拠点都市として、にぎわいのある元気なまちづくりを進めるため、本市の将来像を以下のように設定します。





第3節

将来都市構造

1 都市構造の基本となる自然軸・都市軸

本市の東部から南部にかけての紫尾山系、それを源として標高を下げながら南から北に流れる河川及び八代海沿岸により構成されるのが自然軸です。

また、本市内における諸活動の軸として機能している国道3号、328号、447号、504号、南九州西回り自動車道及び九州新幹線鹿児島ルートをはじめとした広域交流軸・地域内幹線交流軸で構成されるのが都市軸です。

これらの自然軸と都市軸を本地域の基本骨格とします。

(1) 自然軸

自然軸は、東部から南部の緑豊かな山並み、河川の親水空間、八代海沿岸などを結び、山・川・海の多様な生物生息地域及びレクリエーション地域、農林水産業地域として整備を進めます。

(2) 都市軸（広域交流軸、地域内交流軸）

都市軸は、質の高い街路空間、さまざまな交通を円滑に処理する交通機能、軸にふさわしい沿道景観など、本地域の個性を感じる魅力とにぎわいのある空間として整備を進めます。

中でも広域交流軸は、生活行動と広域交流を支える軸として整備を進めます。

また、地域内交流軸は、地域内の生活拠点を相互に結ぶ交流・連携を支える軸として整備を進めます。

2 都市中心地域及び拠点

(1) 都市中心地域

都市中心地域は、経済的集積を有する地域であり、都市的な機能を高めます。

(2) 地域生活文化拠点

地域生活文化拠点は、地域内の生活の核となる空間であり、その地域で培われてきた資源や文化を最大限に活用した生活空間を実現する拠点として位置付けます。

(3) 交通拠点

交通拠点は、九州新幹線出水駅、肥薩おれんじ鉄道の各駅、南九州西回り自動車道のインターチェンジ、米之津港など本地域の玄関口であることから、交通の要として位置付けます。

3 ゾーン区分

本地域は、南部の「緑豊かな山林ゾーン」、平野部を中心とした「集落と農業の振興ゾーン」と「田園都市ゾーン」、八代海に面した「八代海海岸ゾーン」で構成されています。

(1) 緑豊かな山林ゾーン

緑豊かな山林ゾーンは、自然的土地利用を主とする地域で、本地域南部の山林地域に自然公園と森林資源を有しています。

(2) 集落と農業の振興ゾーン

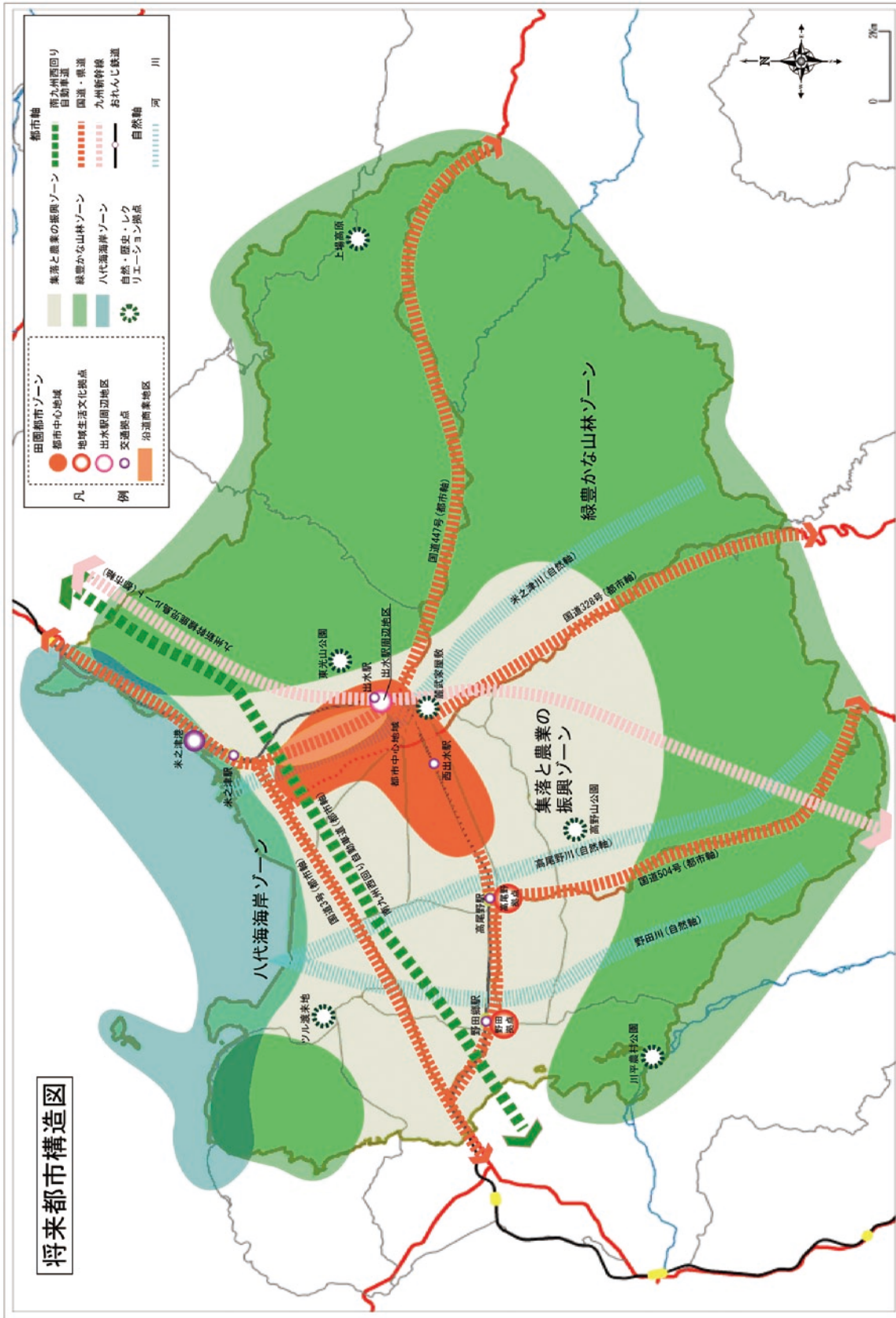
集落と農業の振興ゾーンは、農林水産業的土地利用を主とする地域で、本地域の平野部に広がる広大な田園と点在する集落から構成されています。

(3) 田園都市ゾーン

田園都市ゾーンは、都市的土地利用を主とする地域で、本地域の生活中心である「都市中心地域」と「地域生活文化拠点」、「沿道商業地区」などで構成されています。

(4) 八代海海岸ゾーン

八代海海岸ゾーンは、自然的土地利用を主とする地域で、本地域北部の海岸地域に海洋（沿岸）資源を有しています。



基本構想

第2章

施策の基本方針



- 第1節
豊かな緑ときれいな水を未来に引き継ぐまちづくり
- 第2節
安全・安心で快適な都市基盤が整った人と自然を大切にす
るまちづくり
- 第3節
思いやりと温かさがはぐくむ
健康・福祉のまちづくり
- 第4節
歴史と文化の薫りが暮らしを彩
る教育と住民自治のまちづくり
- 第5節
恵まれた地域資源を生かした多
様な産業が躍進するまちづくり
- 第6節
住民と行政が協働するまちづくり
- 第7節
健全で効率的な行財政運営を
推進するまちづくり

- 審議会への諮問、答申書
- 策定経過
- 策定体制
- 審議会委員名簿
- 策定委員会委員名簿



第2章 施策の基本方針

基本理念「人々の知恵と活力で築くまちづくり」のもと、次の七つの施策の基本方針を展開しながら、将来都市像「人と自然が融和した にぎわいある元気都市 出水市」を目指します。

人々の知恵と活力で築くまちづくり

人と自然が融和した にぎわいある元気都市 出水市

第1節 豊かな緑ときれいな水を未来に引き継ぐまちづくり

- 1 自然環境の保全、自然との共生
- 2 上水道の整備充実・経営効率化の推進
- 3 下水道等の整備、生活排水処理対策の推進
- 4 環境衛生・環境美化の推進

第2節 安全・安心で快適な都市基盤が整った人と自然を大切にすまちづくり

- 1 計画的な土地利用
- 2 道路・交通ネットワーク・港湾の整備
- 3 河川・海岸等の整備
- 4 公園・緑地の整備
- 5 市街地・宅地・住宅の整備
- 6 情報・通信基盤の整備
- 7 消防・救急体制の充実
- 8 防災体制の充実
- 9 生活安全対策の充実

第3節 思いやりと温かさがはぐくむ健康・福祉のまちづくり

- 1 健康づくり対策の充実
- 2 医療体制の充実
- 3 医療保険と年金の充実
- 4 高齢者福祉の充実
- 5 障害者福祉の充実
- 6 子育て支援・児童福祉の充実
- 7 母子（寡婦）・父子福祉の充実
- 8 地域福祉の充実

第4節 歴史と文化の薫りが暮らしを彩る教育と住民自治のまちづくり

- 1 生涯学習の推進
- 2 社会教育の充実
- 3 幼児教育の充実
- 4 義務教育の充実
- 5 高校教育の充実
- 6 文化の振興
- 7 スポーツ・レクリエーションの振興
- 8 コミュニティ活動の充実
- 9 人権の尊重
- 10 地域間交流・国際交流の推進

第5節 恵まれた地域資源を生かした多様な産業が躍進するまちづくり

- 1 農業の振興
- 2 林業の振興
- 3 水産業の振興
- 4 商業の振興
- 5 工業の振興
- 6 観光の振興
- 7 雇用の安定と勤労者福祉の充実

第6節 住民と行政が協働するまちづくり

- 1 住民参画の推進
- 2 男女共同参画の推進

第7節 健全で効率的な行財政運営を推進するまちづくり

- 1 時代の変化に対応した行政運営体制の構築
- 2 公共施設の適正配置と整備
- 3 健全な財政運営の確保
- 4 民間活力の導入

第1節 豊かな緑ときれいな水を未来に引き継ぐまちづくり

森林、河川、海岸などの自然や緑の中で、多様な生物が息づく豊かな生態系が形成された環境、その恵みとしてのきれいな水を大切な財産として守ります。

また、人々の身近な生活空間に自然が満ちあふれ、その自然や緑を背景とした美しいまち並みを整備するとともに、地球温暖化物質^(※)等の排出抑制、資源やエネルギーの有効利用、新エネルギー^(※)の導入に努め、下水道などの生活基盤の充実も図りながら、生活・産業などのすべての人間活動と自然環境が調和した持続可能な循環型社会^(※)を構築し、人と自然が将来にわたって共生するまちを目指します。

1 自然環境の保全、自然との共生

山・川・海などの豊かな自然とそこに展開される多様な生態系を保全し、大切な財産として後世に継承するため、森林のもつ公益的機能や地球温暖化対策について啓発と環境学習に努めるとともに、自然エネルギー導入等のエネルギー対策や自然を背景としたまち並みの形成、自然と親しむ空間の整備を図ることにより、豊かな緑ときれいな水の保全を推進し、自然との共生に努めます。

2 上水道の整備充実・経営効率化の推進

市民への安全な水の安定供給を確保するため、施設の整備充実を図るとともに、老朽施設の更新を計画的に進めます。

また、公営企業としての健全な事業運営を維持していくために、より一層の経営効率化を進め、経営基盤の強化を図るとともに、水道サービスの向上を目指します。

3 下水道等の整備、生活排水処理対策の推進

快適で潤いのある生活環境や清らかな公共用水域を創出するため、公共下水道、農業集落排水及び小型合併浄化槽の普及推進を図ります。

また、雨水排水計画の見直し等を行い、自然災害による地域の浸水被害解消に努めます。

4 環境衛生・環境美化の推進

衛生的な生活環境と循環型社会の構築のため、家庭及び事業所等から排出される廃棄物の量を最少に抑え、適正に処理するとともに、リサイクルを推進し、資源としての有効活用を図ります。

また、空き缶等のポイ捨てや不法投棄の防止などに関する意識の啓発に努めるとともに、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害防止に努め、美しいまちづくりを推進します。

(※) 地球温暖化物質 / 二酸化炭素のほかフロン、メタンガスに代表されるような地球に温室効果をもたらす気体

(※) 新エネルギー / 経済性の制約から十分に普及していないものの、石油代替エネルギーの導入拡大に必要なもの。太陽、風力などの自然エネルギーのほか、燃料電池、廃棄物発電などの総称

(※) 循環型社会 / 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効果的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会のこと。



第2節

安全・安心で快適な都市基盤が整った人と自然を大切にすまちづくり

地域の個性的な資源を生かしながら、それぞれの地域が自分たちの役割を認識し、連携することによって、本市の豊かな地域資源と都市機能が調和したまちを目指します。

そのため、地域資源を有効活用する土地利用を基本とし、道路・交通ネットワーク化等の都市基盤や情報通信基盤の整備など市民生活を支えるまちづくりを推進します。中でも、南九州西回り自動車道などの広域幹線道路の整備促進及び地域内を結ぶ道路や公共交通機関の充実など生活基盤の充実を図るとともに、風水害や地震などの災害や多様化・低年齢化する犯罪からの安全を確保し、あらゆる世代の市民が安全で、安心して、生涯にわたって快適に暮らせるまちを目指します。

1 計画的な土地利用

快適な市民生活を支える秩序あるまちづくりを進めるために、国土利用関連法令等に基づいて、限られた土地資源の有効的な活用や適正な土地利用への誘導を図ります。

中でも、本市の恵まれた自然環境や優良農地などの自然的・農林水産業的土地利用の保全・活用と市街地整備、居住環境整備、工業地整備などの都市的土地利用とのバランスに配慮した計画的な土地利用を図るため、国・県の国土利用計画等に沿いながら、本市の国土利用計画を策定し、その基本方針に基づき、総合的な土地利用の管理に努めます。

2 道路・交通ネットワーク・港湾の整備

道路・交通ネットワークは、人・物・情報の交流がより活発になる中で、移動、交流などの

手段として、社会経済活動や市民生活において重要な役割を果たしています。

交通混雑を解消し、快適で安全性の高い道路交通体系を構築するため、各地域の生活拠点間を結ぶ道路の整備と、南九州西回り自動車道や国道などの広域幹線道路とのバランスのとれた道路網や市民の生活道路などの整備を推進し、歩道の整備、道路・交通施設のバリアフリー化を図ります。

また、九州新幹線鹿児島ルート、島原天草長島連絡道路や北薩横断道路の整備促進、肥薩おれんじ鉄道の利用促進、地域間を結ぶバスなどの公共交通機関の運行維持、港湾の利用促進等を図ります。

3 河川・海岸等の整備

ゆとりと潤いのある生活環境を形成するため、豊かな自然を生かした憩える場として、親水空間の整備を推進します。

また、豪雨時における市街地の浸水防止や、土砂災害危険箇所点検など、災害に強い河川等の整備を推進します。

4 公園・緑地の整備

市民の快適な生活空間を形成するため、歴史・文化資源を活用した地域住民に親しまれる公園の整備を推進します。

また、市内の緑地を生かした緑の基本計画を策定し、市民が心豊かに和む緑地の整備を推進します。

5 市街地・宅地・住宅の整備

にぎわいあるまちと快適な住環境づくりを促進するため、商業集積、レジャー・レクリエーション施設などの都市的機能が充実したまちの市街地や各地域の生活拠点の整備を推進します。

また、住生活基本計画を策定し、既存公営住宅の改修や整備、がけ地近接等危険住宅移転などを進めるとともに、高齢化社会に対応した高齢者対応住宅や若者の定住を促進するための魅力ある住宅などの整備を推進します。

6 情報・通信基盤の整備

情報通信技術の著しい進展により、インターネットや携帯電話などの情報通信ネットワークが普及、拡大しています。これらの情報通信ネットワークをまちづくりを支える共通基盤として、あらゆる分野において活用し、情報の効率的な処理や職場・家庭などにいながら市に対する申請・手続等がオンラインで行えるシステムなど市民サービスの向上を図るため、情報通信基盤や行政情報システムの整備及び地域情報化などを推進します。

また、市内におけるブロードバンド^(※)、移動体通信サービス等については、民間事業者等による早期整備を働きかけ、情報通信格差の是正に努めます。

7 消防・救急体制の充実

市民の生命や財産を災害から守り、人々が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、消防・

救急体制の整備充実を図ります。

そのため、消防本部と消防団等との連携のもとに、防火知識の啓発・普及などにより、火災の未然防止と被害の軽減を図るとともに、消防力を高めるため、消防車両等の装備や施設を近代化し、消防職員や消防団員の教育訓練により、消防技術及び市民指導等の能力向上を図ります。

また、災害や事故の種類、態様がますます複雑多岐になってくるため、これに対応する救急救助業務は、高度で専門的な知識と技術が要求されます。

そのため、高規格救急車の更新整備など資機材の一層の充実を図るとともに、救急救命士の養成・研修等、人的な基盤整備や市民を対象とした救急救命知識の普及に努めます。

さらに、消防の広域化については、県・近隣市町の動向をみながら適切に対応します。

8 防災体制の充実

予期できない災害に備え、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域防災計画に基づき、防災情報の収集及び伝達手段の確保や災害時要援護者の避難支援、適切な避難所の指定・運営など各種防災対策・体制の整備を図ります。

また、共助による地域の防災力を担う自主防災組織の育成・強化を図るとともに、他の防災関係機関や事業所、地域と一体となった防災及び災害支援体制の確立を目指します。

(※) ブロードバンド / ブロードバンド (broadband) を直訳すると、広い (broad) 帯域 (band) のこと。特にインターネットの世界では「高速大容量回線」のことを指し、おおむねADSLやCATVや光ファイバーなどの接続技術を指します。



9 生活安全対策の充実

交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めるため、あらゆる機会を通じて交通安全思想の普及啓発を図り、市民総ぐるみの交通安全対策を推進します。また、歩行者や自転車利用者、特に子どもや高齢者、身体障害者等のいわゆる交通弱者といわれる方々を守るため、歩道や自

転車道などの交通安全施設の整備を進めます。

犯罪のない明るい社会を形成するため、関係機関・団体との連携を強化して、犯罪や青少年非行の発生しにくい安全・安心なまちづくりに努めるとともに、消費生活等の安全確保のため、市民への啓発と相談体制の充実に努めます。

第3節

思いやりと温かさがはぐくむ健康・福祉のまちづくり

高齢社会を迎えて、保健・医療・福祉が連携できる体制を構築するとともに、地域ぐるみで高齢者や要支援者等を支援する体制整備を図り、共に支え合う健康・福祉のまちづくりを推進します。

そのため、介護予防の観点から国が取り組む「健康日本 21」^(※)の理念の啓発などにより、病気になる前の健康対策の充実、介護保険制度の十分な活用と介護保険対象外サービスを充実するとともに、ノーマライゼーション^(※)理念の啓発と地域環境のバリアフリー^(※)化を図ります。

また、安心して子どもを産み育てる環境の整備や子育て支援体制づくりを進め、併せて、交流や助け合いを通して、みんなが生きがいをもって暮らせるまちを目指します。

1 健康づくり対策の充実

心身の健康を維持し、増進するためには、正しい健康知識に基づいた生活習慣を継続することが必要です。このため、市民が乳幼児期からのすべてのライフステージ^(※)における各段階の健康問題や課題を正しく認識し自発的に健康づくりに取り組めるよう、各種健（検）診・健康教育・健康相談等を実施し、生活習慣病などの早期発見、生活習慣改善の支援を通して市民の健康増進に努めます。

また、市民一人一人の健康で生きがいのもてる人生に向け、生活の質^(※)を高めることが重要です。そのために、家族や地域での支え合いや見守りとともに、さまざまな団体が相互に連携して健康づくりをサポートする体制整備を図り、自助・共助・公助による、共に支え合う協

(※) 健康日本 21 / 壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的とする「21世紀における国民健康づくり運動」

(※) ノーマライゼーション / 健常者と障害者とが分け隔てなく生活できる社会

(※) バリアフリー / 障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去という意味で用いられることが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

(※) ライフステージ / 人生を時期的に区分する言葉で、一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期及び老年期があります。

(※) 生活の質（Quality-of-life） / 生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質

働による健康づくりを進めます。

2 医療体制の充実

すべての市民が、いつでも安心して医療サービスが受けられるよう、地域の医療機関等と連携し、地域完結型医療^(※)の体制づくりを図ります。

また、出水総合医療センターを出水保健医療圏域における中核的病院として、医療の質の向上に努めるとともに、高度医療・救急医療等に対応できる機能を強化し、迅速かつ適切に対応できる医療体制の充実に努めます。

さらに、隣接する広域医療機関間の連携の確立を推進してまいります。

3 医療保険と年金の充実

国民健康保険は、高齢者や農業者・自営業者などの保険制度として重要な役割を担っていますが、被保険者における高齢者の割合は高く、医療費も増加しており、国民健康保険の財政運営は厳しい状況です。

こうした状況を踏まえ、生活習慣病の予防に着目した保健事業を充実させ医療費適正化を図るとともに、保険税の適正賦課と収納率の向上に努め、持続可能で安定的な運営に努めます。

国民年金は、年金制度の意義や役割の周知啓発により、加入及び納付の促進を図るとともに、各種届書の受理や相談体制を充実し、年金受給権の確保に努めます。

4 高齢者福祉の充実

高齢化の進行により、長くなった高齢期を健康やかに生きがいをもって生活できる環境づくり

が求められています。

そのため、地域において高齢者を支え、ぬくもりある地域福祉を推進するとともに、高齢者がこれまでに培った経験や技術、豊富な知恵や知識を生かすことのできるボランティア活動・就労機会の拡大、地域活動や社会貢献を行う個人やグループへの支援など、高齢者が活躍でき、心豊かに生活できるような環境づくりに努めます。

さらに、高齢者が介護を必要となっても、地域で自立して生活ができるよう、公的サービス（介護保険等）の活用、地域に住む市民やボランティア団体が支え合う地域ケア体制の確立を図ります。

5 障害者福祉の充実

ノーマライゼーションの理念のもと、市民、民間団体、地域福祉団体等とともに、障害者が、家庭や地域で、その障害の特性に応じて自立した生活ができる環境の更なる構築を目指し、障害者の社会参加の支援や多様なボランティア活動を支援するなど、施策を展開します。

また、障害者に対する市民の理解を啓発することに努めます。

6 子育て支援・児童福祉の充実

結婚・出産年齢の上昇や、夫婦がもつ子どもの数の減少等により、少子化傾向は続いており、家族形態も多様化しています。

こうした状況を踏まえ、子育てに喜びや夢をもち、安心して子どもを産み育てることができ、社会を形成していくために、多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めるとともに、

(※) 地域完結型医療 / 地域の医療機関が連携し、役割を分担しつつ医療を完結させることを目標とするもの



地域によるサポート体制の整備など支援体制の充実に努めます。

7 母子（寡婦）・父子福祉の充実

母子・父子家庭等が安定した生活を営めるよう経済的支援に加えて、就労や児童の教育等に関する、相談・支援体制の充実に努めます。

8 地域福祉の充実

さまざまな事情で生活に不安を抱いている人

などに対し、地域住民がお互い助け合い、支え合うまちづくりを目指します。

そのため、地域のボランティア活動の支援や人材育成に努めるとともに地域に密着した生活相談体制を充実させます。

また、すべての市民が健康で文化的な生活が送られるように、あらゆる社会保障制度の周知徹底と適正運用に努めます。

第4節 歴史と文化の薫りが暮らしを彩る教育と住民自治のまちづくり

郷土の歴史に培われた貴重な地域文化資源を掘り起こし、その資源を継承し、ネットワーク化することを通して、歴史と文化が薫るまちづくりの理念のもと、中央公民館等においては、生涯学習の観点に立った積極的な学習支援と教育環境の整備を図り、心豊かで心身ともに健全な市民の育成を目的とした施策を推進します。

また、まちづくりの拠点である公民館活動においては、地域の伝統・文化などの伝承活動や地域コミュニティの活性化を支援します。

そのためには、豊かな知識と経験をもった高齢者や、ボランティア団体などの各種団体、NPO^(※)等の人材の有効活用を図ります。学校教育においては生涯学習の基礎を培う観点から、児童生徒の個性を生かし、生きる力を育成するとともに、安全・安心な教育環境の整備と地域に開かれた学校づくりに努め、幼児から高齢者まで「いつでも・どこでも・だれでも」学習できる体制を充実します。

また、高速交通網の整備に伴い、地方ならではの豊かさが見直される中、豊かな自然環境や地域資源を生かして、他市町村との地域間交流を促進します。

さらに、地域の特色を生かした文化・スポーツ・産業・観光などの国際的な交流を推進します。

1 生涯学習の推進

生涯を通して、自己実現を目指して学習を継続し、生きがいのある生活を送り、充実した人生を過ごしたいという市民の欲求が高まっています。市民一人一人の学び方、学習内容に応じた「いつでも・どこでも・だれでも」学習できる支援体制を確立するため、生涯学習推進計画を策定し、図書館、中央公民館、歴史民俗資料館など、生涯学習施設の活用や機能強化に努めるとともに、指導者の育成や講座開設など生涯学習施策の総合的な展開充実に努めます。

(※)NPO / Non-Profit Organization の略。民間非営利組織。株式会社などの営利企業とは違って、利益を関係者に分配しない、社会性の高い事業を行う組織のこと。

2 社会教育の充実

少子・高齢化、情報社会など、社会の多様な変化に伴い、社会教育も的確かつ柔軟に対応していくことが求められています。郷土のもつ良き教育的風土や伝統を生かし、心の教育を中核に据え、家庭や地域の教育力を高め、青少年の健全育成や心身ともに健康で主体性・創造性をもち、郷土の発展に寄与する市民の育成や社会教育関係団体の支援に努めます。

3 幼児教育の充実

幼児教育は、将来にわたる人間としての健全な発達や社会の変化に主体的に対応する能力を育成する基礎となるもので、人間形成の基礎を培う観点から重要です。

幼児期や就学前などの人格形成期における教育環境の充実を図るため、家庭と幼稚園との連携を密にして、一人一人の幼児に即した保育・教育を推進するとともに、乳幼児福祉と連携しながら、幼稚園などの充実に努めます。

4 義務教育の充実

今日の教育においては、自ら考え、主体的に行動し、社会の変化に適切に対応できる資質や能力の育成が重視され、学校における創造的で主体的な取組が期待されています。一方、物質的な豊かさの反面、いじめや不登校等が増加し、心の教育の充実が緊急課題となっており、学校、家庭、地域社会が一体となった取組が望まれています。

このような情勢を踏まえ、将来を担う子どもたちの個性や能力を高め、「生きる力」をはぐくむため、基礎学力の充実を図るとともに、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進

し、知育・徳育・体育のバランスがとれた教育を実践します。また、児童生徒の減少傾向及び市町合併に伴い、学校区再編成は重要な課題であるため、通学距離、学校規模の適正化、学校の地域で果たす役割等を考慮して、市民の理解を得ながら慎重に進めていきます。

5 高校教育の充実

国際化・情報化が急速に進展する中、国・県の高校教育改革を踏まえつつ、生徒の個性や能力を高め、「生きる力」をはぐくむ教育、特色ある学校づくりを推進し、時代の要請に敏感に対応できる専門学科教育、知育・徳育・体育のバランスがとれた教育の充実に努めます。

また、少子化の進展に対応できるよう、学科等の在り方について検討を進めます。

6 文化の振興

本市は歴史のまちとして、文化財等に恵まれており、国指定の特別天然記念物「鹿児島県のツルおよびその渡来地」や重要伝統的建造物群保存地区の「麓武家屋敷群」をはじめ、数多くの有形・無形の文化遺産や伝統文化が存在しています。これらの文化財等を保存、活用し、歴史と文化が薫るまちづくりを推進します。

また、市民の芸術・文化に接する機会を創造し、文化団体等を育成するとともに、これらの活動拠点となる文化施設の機能維持と活用を推進します。

7 スポーツ・レクリエーションの振興

市民の健康の保持増進と体力向上を図り、明るく豊かで活力のあるまちづくりを推進するため、スポーツ・レクリエーションの振興を図り



ます。

そのために、市民一人一人が、日常生活の中で生涯にわたり、いつでも、どこでも、それぞれの能力、目的に応じて、多様なスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう、活動の拠点となる施設の整備・充実、スポーツ教室や各種大会の開催、競技団体等の組織の充実及び指導体制の確立に努めます。

8 コミュニティ活動の充実

地域のことは地域で話し合い、相互に協力し、さまざまな取組を進めることがまちづくりの原点です。それぞれの地域の人々が自立して、地域づくりを行うことができるように、地域自治施設の充実や、限界集落^(※)の活性化対策を図るとともに、地域イベントの開催、子ども会やボランティア活動などを支援します。

また、地域コミュニティ育成のため、自治会加入に対する啓発活動を行うなど市民に最も身近な組織として自治会組織の支援に努めます。

9 人権の尊重

人権問題への市民の正しい理解のもと、すべての人々の人権が尊重される明るい社会の実現を目指すために、人権問題に対する各種啓発活動の充実を図るとともに、同和教育を含めた人権教育を推進します。

10 地域間交流・国際交流の推進

九州新幹線鹿児島ルートや南九州西回り自動車道をはじめとした高速交通網の整備や国際化の進展により、人・物・情報の流れが活発になってきています。

このような中、広範な他の地域との交流を進めることは、地域に刺激を与え活力と創造を生み出します。そのため、県境の立地性を生かした広域的なイベントの開催や友好都市との交流、ツルに関連した研究協力や諸外国との情報交換など、地域特色を生かした他市町村との地域間交流や国際交流を促進します。

第5節 恵まれた地域資源を生かした多様な産業が躍進するまちづくり

産業の活性化による就業の場の創出と若者定住は、まちの活力の源泉です。

農林水産業については、生産資源の維持・管理と安全・安心な生産物のブランド化や高付加価値化を図るとともに多面的な機能を生かし、食育や地産地消、グリーン・ツーリズム^(※)の展開など、農、林、水産が地域資源と連携した新しい農林水産業へ一層の推進を図ります。

商工業などの地場産業については、更に市民の雇用と生活の安定に寄与できるよう広域的・総合的な視点に立って、企業間の連携を図り、知恵と工夫により新たな枠組みを構築し、一層の振興を図ります。

また、歴史に裏付けされた地域の資源を見直すとともに、新しい技術や活力ある企業の誘致も図り、地域資源と結び付いた本市のブランドの確立

(※)限界集落 / 65歳以上の高齢者が人口50%を超え、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを指します。

(※)グリーン・ツーリズム / 農山漁村地域における滞在型の余暇活動。それぞれの土地の自然・人々・文化との交流を目的とするもの

を通して、産業が活力に満ちたまちを目指します。

特に、観光については、各地域の観光資源を総合的に活用して、観光・レクリエーションのまちを目指します。

1 農業の振興

国は、食料・農業・農村基本計画を策定し、食育、地産地消の推進、食料自給率の向上、担い手の育成・確保、地域自らの創意・工夫に基づくさまざまな資源の活用等の取組を進めています。

今後、国・県の施策を踏まえながら認定農業者や農業後継者の確保・育成、新規就農者・女性農業者・高齢農業者など多様な農業の担い手の育成・強化を図ります。

さらに、農作業受委託組織や集落営農組織等の充実強化を図るとともに農業生産法人化等による農業生産から販売・加工・観光農業等への農業経営の多角化の推進、土地基盤整備の促進、経営規模拡大や農地利用集積、省力化機械等の整備で経営基盤の強化や近代化に努めます。

また、高収益型の産地づくりで安全・安心な農産物の生産を促進するとともに、農地の効率的な運用による土地利用型作物の安定的な生産基盤を構築します。

特に、野菜、果樹、畜産、植木・緑化樹など本市の特徴ある農畜産物の地元企業との連携による加工・流通・販売まで含めた高付加価値化

やブランド化で所得向上を図り、高速交通体系を活用した販路拡大や農村のもつ多面的な機能を生かしたグリーン・ツーリズムの展開を推進し、自然環境と調和した田園都市として農業振興を図ります。

2 林業の振興

本市の森林面積は、市内の総面積の約64パーセントを占めています。

林業を取り巻く環境は、木材不況を背景に、林業従事者の高齢化、木材価格の低迷など厳しい状況ですが、近年の製材技術の向上、国際的な木材需要の拡大による国産材の需要の高まりなど、明るい兆しもみえつつあります。

このような状況に対応した林業の振興を図るため、林道、作業道等の整備や素材生産の機械化の促進などの生産基盤の整備、意欲ある林業事業体や新規林業従事者への支援等を行い、林業労働力の確保・育成に努めます。

また、施業の集約化、低コストで安定的な原木供給、ニーズに応じた最適な流通・加工体制の構築等に取り組み、地域材の利用拡大を図るとともに、林家等の収益性の向上を図ります。

特用林産物^(※)については、今後とも増加が予想される輸入や他産地との競合に配慮し、より一層の生産技術の向上を図り、地域の特性を生かした魅力ある産地化を図ります。

一方、森林は、国土の保全、水源かん養^(※)、

(※) 特用林産物 / 森林原野において産出された産物で、通常林産物と称するもののうち、一般用材を除く品目の総称（タケノコ、シタケなど）

(※) 水源かん養 / 森林において樹木などの植生やスポンジのように水を吸収し蓄えることができる土壌の働きにより、雨水をゆっくり時間をかけて河川へ送り出すことで、川の流量を安定させ、洪水や渇水の緩和、水質浄化に役立つ機能のこと。

(※) 保健休養 / 森林が、保養、健康増進、自然生態系の学習の場などとして活用されることにより、森林環境教育、人間の身体や精神の向上などに役立つこれらの機能のこと。



地球温暖化防止及び市民の保健休養^(※)の場としての多面的機能を有していることから、これらの機能を高度に発揮し、山地災害等の防止を図るため広葉樹の植栽や除間伐等の促進等、市民で支える森林づくりを推進します。

3 水産業の振興

本市の海面漁業は、各地先を中心とした小規模な沿岸漁業が主体であることから、生産性の高い漁船漁業、自然を生かした栽培漁業とノリの養殖業等が行われています。

近年、水産資源の減少や漁業従事者の高齢化が進んできていることから、種苗放流事業や漁場の整備などの資源管理型漁業を推進するとともに、ノリ養殖業では食害対策等の強化に努め、水産物の安定供給を図ります。

また、漁港の整備や漁業設備の近代化、流通体制等の改善に努めるとともに、漁業の担い手や漁業後継者の人材育成を図ります。

特に、近年、活魚や新鮮な魚介類等は、消費者の需要が多く、また価格的にも有利であることから、今後、高速交通網を活用した販路拡大を推進します。

内水面漁業については、魚道の整備や放流事業等による資源確保に努めるとともに、適地適種の内水面資源増殖の振興を図り、魚の生態系に配慮した河川機能の向上に努めます。

また、在来魚の生息を脅かしている外来魚等の駆除を実施し、生態系の保全を図っていきます。

漁場の環境保全については、市民への啓発を行うとともに、沿岸の市町や関係機関と連携・

協力して対策を講じるとともに、山への植栽による森林保全、河川・海の浄化に努めます。

4 商業の振興

ライフスタイルが変化する中で、消費者のニーズも多様化し、消費形態も大きく変化しています。車を利用した消費者の集客を目的としたスーパーマーケットや飲食店など沿道商業施設が幹線道路沿いに集まり集客を伸ばしている一方、既存の地元商店街は集客力が低下している傾向にあります。

また、九州新幹線の全線開通や南九州西回り自動車道の整備促進など、高速交通網の整備に伴い、北薩地域の核となりうる魅力ある商業ゾーンの構築は、本市が果たすべき極めて大きな課題であり、地域色豊かな魅力ある中心商業地になるよう環境整備を促進します。

特に既存の地元商店街については、情報発信型の魅力ある店舗づくりや、大規模店には無いきめ細やかなサービスの提供、また、高齢者や障害者が安心して買い物ができる安全な商店街づくり、時代の流れに即した商業経営の指導育成や後継者の育成などの支援に努めます。

5 工業の振興

工業は、雇用の確保、人口の定住や市民所得の向上など豊かな地域づくりに重要な役割を果たしています。

高速交通網の整備が進むにつれて、商品流通の高速化が図られることから工場や流通施設の立地ポテンシャル^(※)は高まることが予想されるため、既存工業団地を含めて企業の受け入れ

(※) 立地ポテンシャル / 企業等が工場や施設建設などを行う立地可能性のこと。

態勢を整え、立地環境や優遇措置等を積極的に情報発信し、企業誘致に努めます。

地元企業においては、大多数が社会経済情勢の影響を受けやすい中小・零細企業であることから、高度情報化、技術革新や経済のソフト化・サービスの多様化に対応できるような技術面・資金面の指導援助を行い、共同化・協業化や企業の近代化、商品の高付加価値化を促進し、安定した経営基盤の構築を推進します。

また、創業支援や人材育成のための研修、相談事業を充実し、積極的に情報提供等の支援策を講じます。

6 観光の振興

本市では、九州新幹線鹿児島ルート of 全線開通や南九州西回り自動車道等の高速交通網の整備を契機として、特別天然記念物ツル等の自然資源や国の重要伝統的建造物群である麓武家屋敷群等の歴史的・文化的資源等に代表される豊富な観光資源と北薩広域の観光資源を有機的にネットワークさせた観光ルートの形成を進め、イベントや祭り、産業体験、食などを組み合わせた年間を通じて楽しめる体験・滞在型観光の確立を図ります。

また、観光協会など多様な団体・組織と一体となり、それぞれの立場を尊重しながら役割

を認識し、もてなしの心の醸成、魅力ある特産品の開発、個性あふれる観光施設、観光資源の整備充実など受け入れ態勢の整備を図るとともに、観光広告やパンフレット、インターネットなどを活用し、誰にでも、分かりやすく、使いやすい、魅力ある情報提供を積極的に推進します。

7 雇用の安定と勤労者福祉の充実

雇用の安定は、市民生活及び福祉の安定に欠かせない重要な要素の一つです。技術革新や高度情報化により産業構造は大きく様変わりし、人材派遣・業務代行をはじめとする産業支援型のサービス業も多くみられるようになってい

ます。市民の希望に添った生きがいある職場と生涯を通して快適な労働を提供できる職場環境の整備を図るために、地元企業や国・県等の関係機関と情報交換を密に行い、設備投資等に必要な融資の利息補助や固定資産税減免等の支援や総合的雇用促進対策を適切に推進して、豊かでゆとりある勤労者生活の実現に努めます。

さらに、障害者や女性も含めたすべての勤労者が安心して働けるよう、企業や関係団体と連携し、職場環境の改善や勤労者福祉の増進を図っていきます。

第6節 住民と行政が協働するまちづくり

地方分権下におけるこれからのまちづくりは、積極的な行政情報の提供や市民ニーズの把握など、市民と行政の情報共有を図りながら進めることが大切です。

市民ニーズが多様化・高度化する今日、コミュニティの再生・活性化支援、行政への住民参画の推進、ボランティア・NPO活動の推進・支援、男女がともに社会のあらゆる分野に参画し、活躍



できる男女共同参画の推進など、その取組への期待もますます高まっています。

このような視点を踏まえ、市民と行政が信頼関係を築いたうえで一体となって取り組む「共生・協働のまちづくり」を進め、市民生活に密着した効果的な事業の展開と市民の満足感を高めるまちづくりを目指します。

1 住民参画の推進

情報公開制度やパブリックコメント手続など市民と行政が情報を共有し、市民が市政に参画していく手段を制度的に確立し、充実させることによって住民参画を推進します。

自治会をはじめとするコミュニティ組織の充実を図り、また、ボランティアなどを行うNPOやむらづくり団体等の活動を支援します。

さらに、市民と行政がそれぞれの役割を果たし、自分たちのまちは自分たちでつくり上げて

いくという気運を高めるため、その基本理念や仕組みを定める条例を制定し、参画と協働のまちづくりを推進します。

2 男女共同参画の推進

少子・高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化など、男女を取り巻く社会経済環境が大きく変わってきています。この急激な変化に対応し、活力あるまちづくりを進めるためには、すべての人々が、その人権を尊重され、しかも、一人一人の価値観に基づいた多様な生き方が尊重されつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を構築する必要があります。

そのために、男女共同参画の視点に立って、施策や慣行を見直し、家庭や職場、地域における活動など、社会のあらゆる分野に男女がともに参画できる環境づくりに取り組みます。

第7節 健全で効率的な行財政運営を推進するまちづくり

社会経済情勢の変化や地方分権の進展により、地方公共団体の果たすべき役割は、高度化、多様化しています。一方、財政状況については、国、地方を通じて厳しいものがあり、本市においても、今後も厳しい財政運営とならざるを得ないものと思われれます。

このような状況の中、行政を運営していくためには、時代の変化に対応した行政運営体制の構築、公共施設の適正配置と整備、健全な財政運営の確保及び市民と行政の適切な役割分担に基づく民間活力の導入が必要となります。

1 時代の変化に対応した行政運営体制の構築

今後の地方自治体の行政運営においては、時代の変化、要請に的確に対応していくために、限られた行政資源を最大限に活用し、より効果的な事業選択と効率的な行政運営に転換していくことが求められています。

このために、行政評価制度の導入や定員の適正化によるスリム化を図るとともに、市民ニーズに的確・迅速に対応した事務事業の展開が可能となるよう組織機構を適宜見直し、コスト意識をもった効率的で市民満足度の高いサービスを提供するなど、時代の変化に対応した市民視

点と成果重視の行政運営体制の構築を図るとともに、これらに対応できる人材の育成を図ります。

2 公共施設の適正配置と整備

庁舎等の新たな公共施設の適正配置と整備については、新市まちづくり計画を尊重し、効率的な活用や整備・運営を進めていく必要があることから、市の財政状況を考慮し、事業の効果や効率性を十分に議論するとともに、既存の公共施設の有効利用、相互利用及びその後の維持管理経費や運営方法などを総合的に検討し、市民福祉の向上に配慮した適正配置と整備に努めます。

3 健全な財政運営の確保

高度化、多様化する市民ニーズに的確に対応するためには、適切かつ責任ある財政運営が求められます。

これらを実現するため、市税などの自主財源の確保や計画的な市債発行等により安定した財源の確保を図るとともに、事務事業の徹底した

見直しや、貸借対照表や行政コスト計算書等を作成し、財政状況の分析を行い、最少の経費で最大の効果を挙げるという行財政運営に努め、健全な財政運営を堅持します。

また、公営企業等については、本来の存在意義を考慮し、市民サービスの向上と健全経営を目指します。

4 民間活力の導入

簡素で効率的な行政運営を行うためには、行政の果たすべき役割を明確にしたうえで、市民と行政の適切な役割分担に基づいて、市民や民間事業者の活力を有効活用していくことが求められています。

このために、有効性と効率性を考慮し、民間のもつ施設運営管理のノウハウを活用する指定管理者制度の導入など公の施設運営の在り方を抜本的に見直すとともに、一般事務においても可能なものは民間委託を積極的に推進するなど、市民サービスの向上と行政責任を確保しながら民間活力の導入を図ります。



出水市総合計画審議会への諮問、答申書

出 企 第 9 5 5 号
平成24年 2月28日

出水市総合計画審議会会長 殿

出水市長 渋谷 俊彦

出水市総合計画の策定について（諮問）

第一次出水市総合計画後期基本計画を策定するため、出水市総合計画審議会条例第2条の規定により、下記事項について諮問します。

記

出水市総合計画（後期基本計画）の策定に関すること

平成24年10月31日

出水市長 渋谷 俊彦 様

出水市総合計画審議会
副会長 石川 和友

出水市総合計画の策定について（答申）

平成24年2月28日付け出企第955号をもって諮問のあった出水市総合計画（後期基本計画）の策定に関することについて、本審議会では慎重に審議した結果、別紙のとおり意見、提言を付して答申します。（別紙省略）

策定経過

【平成23年度】

- | | |
|--------------|--|
| 23. 5. 24 | 第1回総合計画策定委員会 |
| 23. 6. 21 | 第1回総合計画策定委員会幹事会 |
| 23. 6. 28～29 | 第1回総合計画調査研究会 |
| 23. 9. 1～20 | 市民アンケート調査 |
| 23. 10. 28 | 第2回総合計画策定委員会 |
| 24. 1. 24～31 | 第2回出水市総合計画策定委員会幹事会 |
| 24. 2. 14～22 | 第3回出水市総合計画策定委員会幹事会 |
| 24. 2. 28 | 第1回出水市総合計画審議会【全体会（第1回）】
総合計画（後期基本計画）策定についての諮問 |
| 24. 3. 22～23 | 第3回出水市総合計画策定委員会 |

【平成24年度】

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 24. 5. 8 | 出水市総合計画審議会【産業経済部会（第1回）】 |
| 24. 5. 24 | 出水市総合計画審議会【教育民生部会（第1回）】 |
| 24. 5. 30 | 出水市総合計画審議会【都市計画部会、総務部会（第1回）】 |
| 24. 6. 26 | 出水市総合計画審議会【教育民生部会（第2回）】 |
| 24. 6. 29 | 出水市総合計画審議会【総務部会（第2回）】 |
| 24. 7. 13 | 出水市総合計画審議会【産業経済部会（第2回）】 |
| 24. 7. 27～8. 27 | パブリックコメントの実施 |



- 24. 8. 28 出水市総合計画審議会【総務部会（第3回）】
- 24. 8. 29 出水市総合計画審議会【都市計画部会（第2回）】
- 24. 9. 27 出水市総合計画審議会【教育民生部会（第3回）】
- 24. 10. 24 出水市総合計画審議会【全体会（第2回）】
- 24. 10. 31 出水市総合計画審議会から答申
- 24. 11. 20～21 庁議（政策会議）
- 25. 1. 24 出水市議会全員協議会において説明

関連事項

○市民アンケート調査

23. 9. 1～20 調査対象：20歳以上の市民2,100人中902票 43.0%
市内事業所 500人中446票 89.2%

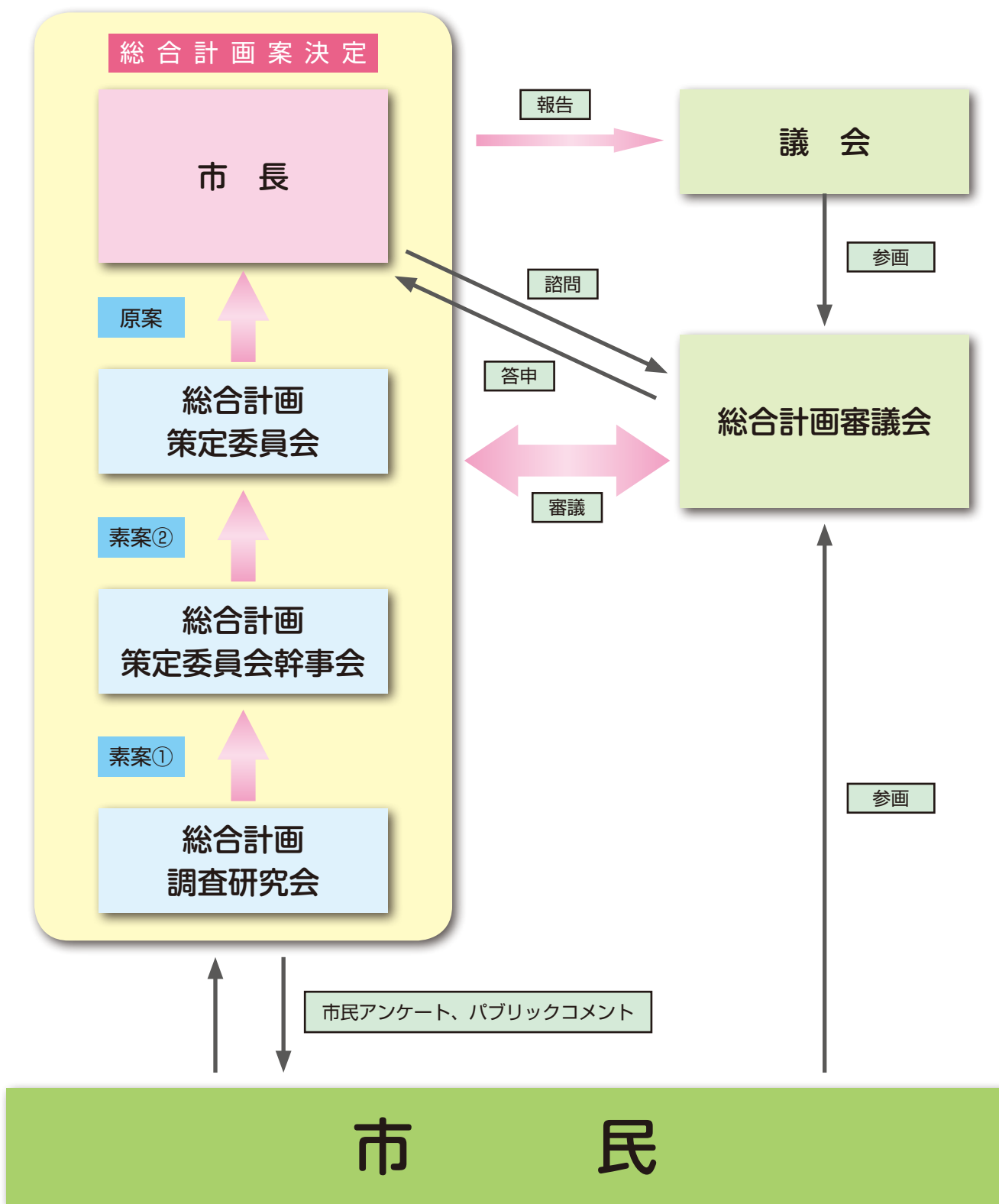
有効回収： 1,348票

回収率： 51.8%

○パブリックコメント

24. 7. 27～8. 27 意見等5件（ホームページ1件、その他4件）

出水市総合計画策定体制





出水市総合計画審議会委員

(敬称略、部会別 50 音順)

部会	職名	氏名	所属等
総務	委員	稲田正広	出水市自治会連合会(平成24年4月24日まで)
	〃	川畑和子	出水市女性団体連絡協議会(平成24年5月14日まで)
	〃	小松照子	出水市NPOネットワーク
	〃	竹崎キヨ子	出水市女性団体連絡協議会(平成24年5月15日から)
	〃	鶴田悌次郎	出水市議会総務病院委員会(平成24年5月10日まで)
	〃	中嶋敏子	出水市議会総務病院委員会(平成24年5月11日から)
	〃	西尾久子	学識経験者
	〃	萩原輝男	公募
	〃	東山義夫	出水市自治会連合会(平成24年4月25日から)
	〃	平井勝也	出水市消防団
	〃	森田和明	公募
	〃	山上康徳	出水地区交通安全協会
	委員(部会長)	山岡富士男	学識経験者
	委員	山口裕和	学識経験者
都市計画	委員	出水陸雄	出水市議会建設水道委員会(平成24年5月10日まで)
	〃	尾籠伸幸	学識経験者
	〃	尾崎正門	鶴の町商工会(平成24年5月17日から)
	〃	小幡興太郎	出水商工会議所青年部
	会長	特手祐治	鶴の町商工会(平成24年5月16日まで)
	委員	小村忍	公募
	〃	御領一晴	農業委員会(平成24年9月11日まで)
	〃	竹崎育男	鹿児島県建築士会出水支部
	〃	中島クガ	学識経験者
	〃	野付弘	農業委員会(平成24年9月12日から)
	委員(部会長)	花園勝政	公募
	委員	松永洋文	北薩地域振興局建設部
	〃	丸尾典崇	さつま出水青年会議所
	〃	森代武志	学識経験者
〃	土屋工吉	出水市議会建設水道委員会(平成24年5月11日から)	
教育民生	委員	勝間田収	教育委員会北薩教育事務所(平成24年4月1日から)
	〃	川畑壽昭	出水市議会市民福祉委員会(平成24年5月10日まで)
	〃	北園久紀	出水市体育協会
	委員(部会長)	桐野貴広	高尾野青年団
	委員	塩谷敏之	北薩地域振興局保健福祉環境部
	〃	中園茂甚	公募
	〃	橋口紀代子	学識経験者
	〃	畠田良信	出水市老人クラブ連合会
	〃	日高信一	学識経験者
	〃	東畠政子	学識経験者
	〃	蒔内正幸	出水市PTA連絡協議会(平成24年5月28日まで)
	〃	松下徳幸	出水市文化協会
	〃	室之園晃徳	教育委員会北薩教育事務所(平成24年3月31日まで)
	〃	安武邦晴	公募
産業経済	〃	山口光一	出水市PTA連絡協議会(平成24年5月29日から)
	〃	吉元勇	出水市議会市民福祉委員会(平成24年5月11日から)
	〃	脇田博志	出水市民生委員・児童委員協議会連合会
	委員	池田賢一	北薩地域振興局農林水産部(平成24年4月1日から)
	副会長	石川和友	公募
	委員	岩下清文	出水商工会議所(平成24年8月1日から)
	〃	表迫和成	鶴の町商工会青年部
	〃	小倉幸夫	出水市議会産業文教委員会
	〃	小島勉	北薩森林組合
	〃	嶋田信子	学識経験者
	〃	田中光彰	学識経験者
	〃	徳田佳男	出水商工会議所(平成24年4月1日から平成24年7月31日まで)
	〃	泊賢一郎	北薩地域振興局農林水産部(平成24年3月31日まで)
	〃	中熊良定	出水商工会議所(平成24年3月31日まで)
委員(部会長)	中野健一	学識経験者	
委員	野付幸宏	鹿児島いずみ農業協同組合	
〃	波戸親志	北さつま漁業協同組合出水支所	
〃	柊迫正一	公募	
〃	宗像義政	出水市観光協会	

●出水市総合計画策定委員会委員

職名	氏名	所属
委員長	椎木伸一	副市長
副委員長	今釜博泰	政策経営部長
特別委員	溝口省三	教育長
委員	川中至十真	市民福祉部長
〃	中野早裕	産業振興部長
〃	横山達也	建設部長
〃	植村猛	教育部長
〃	井川澄晴	出水総合医療センター事務部長
〃	本村厚志	消防長
〃	一丁田幹男	農業委員会事務局長
〃	中島辰文	高尾野支所長
〃	川本千秋	野田支所長

●出水市総合計画策定委員会幹事会幹事

職名	氏名	所属
代表幹事	前田裕司	企画政策課長
幹事	永江昭登	総務課長
〃	福濱敏郎	財政課長
〃	山崎博文	新庁舎建設課長
〃	山上清和	福祉課長
〃	野中郁雄	市民生活課長
〃	山口敬次	税務課長
〃	野付祐司	健康増進課長
〃	吉井秀文	いきいき長寿課長
〃	兎島勝文	こども課長
〃	椎木京一	紅葉園園長
〃	本田秀昭	農林水産課長
〃	樋口孝志	商工労政課長
〃	桑田俊彦	観光交流課長
〃	江川野一成	都市計画課長
〃	北園貢	道路河川課長
〃	森正美	下水道課長
〃	井出口司郎	消防総務課長
〃	岩元亮二	教育総務課長
〃	山下敦宏	学校教育課長
〃	盛正明	読書推進課長
〃	園畠正治	生涯学習課長
〃	岩下美和	市民スポーツ課長
〃	平浩一郎	青年の家所長
〃	楠元勇	ツル博物館クレインパークいずみ館長
〃	今釜俊治	学校給食センター所長
〃	小城信綱	出水商業高等学校事務局長
〃	澤村佳次	水道課長
〃	清原誠一	出水総合医療センター経営企画課長
〃	坂元誠士	出水総合医療センター経営管理課長

第1次出水市総合計画

後期基本計画（平成25 - 29年度）

平成25年3月発行

企画編集：出水市役所 企画政策課

〒899-0292 鹿児島県出水市緑町1番3号

TEL: 0996-63-2111 FAX: 0996-63-0680

URL: <http://www.city.izumi.kagoshima.jp/>